

配食サービス個人負担金について（報告）

1 令和5年度の配食サービス個人負担金

食費相当額として1食300円のまま据え置き

物価高騰による家計への影響やコロナ禍であることを考慮し、令和5年度当初に個人負担金を増額することは適当ではないため、個人負担金は300円のまま据え置きとする。

参考：配食サービス事業概要

- (1) 事業内容 調理や買い物等が困難で安否確認が必要な高齢者世帯や障がい者世帯等へ栄養バランスのとれたお弁当の配達と安否の確認を行う
- (2) 個人負担 食費相当額（1食300円）
- (3) 市委託料 配送費、安否確認代

豊田地区 1 ※1	豊田地区 2 ※2	藤岡・小 原・旭	足助	下山	稲武
410円	470円	480円	705円	710円	750円

※1 豊田地区2以外の豊田地区

※2 保見地区・猿投地区・石野地区・松平地区の一部

(4) 利用者数

年度	平成30	令和2	令和3	令和4	令和6	令和8
高齢者数(人)	95,241	98,676	100,034	100,919	102,841	104,345
前期高齢者	53,156	52,391	52,414	50,516	45,697	43,046
後期高齢者	42,085	46,285	47,620	50,403	57,144	61,299
利用者数(人)	1,399	1,534	1,601	1,628	1,921	2,061
延べ配食数(数)	342,955	379,313	395,044	419,618	475,007	509,625
市委託料(千円)	133,273	168,344	177,077	188,092	212,920	228,438

※令和3年度までは実績、令和4年度からは推計、高齢者数・利用者数は各年10月1日時点、延べ配食数・市委託料は年度合計

(5) 課題

利用者の負担（個人負担）は食費相当額として1食300円としているが、実際には300円では賄えず、市の委託料で食費を補填している状態となっている。受益者負担の原則に立ち返り、個人負担金の適正化を図りたい。

【参考】

- ・個人負担は制度開始（平成12年）以来、20年以上値上げしていない。
- ・個人負担は、1食当たり300円であるが、実費は400円以上かかっている。
- ・市委託料は、人件費、食材料費等の上昇に伴い、適時増額している。